

その1		※受理年月日		※許可年月日	
		※受理番号		※許可番号	
<p>許 可 申 請 書</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第5条第1項の規定により許可を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>徳 島 県 公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者の氏名又は名称及び住所</p> <p><b>個人の場合は住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書）に記載しているとおりに記載する。（ビル名等を併記する）（個人の場合、現に住んでいる住所が前提）・・・【注1】</b></p>					
（ふりがな） 氏名又は名称		※ ふりがなの記載を忘れないこと。 ----- 上記【注1】に同じ。			
住 所		〒（ ） 上記【注1】に同じ。 携帯電話番号を併記する （ ） 局 番			
（ふりがな） 営業所の名称		※ ふりがなの記載を忘れないこと。 ----- 飲食店営業許可に係る屋号と同じであること（大文字小文字を明瞭かつ正確に記載すること。）。			
営業所の所在地		〒（ ） 賃貸契約書に記載されている所在地、ビル名と矛盾がないように。（〇〇ビル3階と記載） （ ） 局 番			
風俗営業の種類		法第2条第1項第〇号営業			
（ふりがな） 管理者の氏名		※ ふりがなの記載を忘れないこと。 ----- 上記【注1】に同じ。		選任状況 1. 専任 2. 兼任	
管理者の住所		〒（ ） 上記【注1】に同じ。 （ ） 局 番		兼任する場合は、公安委員会の兼任承認を得る必要がある。 携帯電話番号を併記する	
（ふりがな） 法人にあっては、その役員 の氏名		法人にあっては、その役員 の住所			
代 表 者		※ ふりがなの記載を忘れないこと。 ----- 上記【注1】に同じ。			
-----					
-----					
滅失により廃止した風俗営業		廃止の事由		廃止年月日	許可番号
				年 月 日	
現に許可等を受けて営む風俗営業		許可年月日		年 月 日	許可番号
		営業所の名称及び所在地			

その2(A) (法第2条第1項第1号から第3号までの営業)		〔記載例〕	
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造	賃貸契約書に記載の構造・階数と矛盾がないこと。	
	建物内の営業所の位置	2階全部、2階の一部等と記載する。	
	客室数	室	営業所の床面積 ※ m <sup>2</sup>
	客室の総床面積	※ m <sup>2</sup>	
	各客室の床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	照明設備	客室の天井に白熱灯(60ワット)15基、シーリングライト(40ワット)5基取り付ける。(位置等詳細については別添図面に記載。) ※ スライダックス等低照度に切り替えれる照明設備は駄目。	
	音響設備	客室に天井吊り下げ型のスピーカー(BOSE社の101MM2台、201MM2台)4台を最大出力200ワットのアンプ(パイオニア製のP2S-65H)に接続して設置する。(位置等詳細については別添図面に記載。)	
	防音設備	営業所の全ての壁に厚さ10cmのグラスウールの防音材を入れ、窓ガラスは二重ガラスにする。	
	その他	営業所の出入り口は1カ所のみである。 詳細は、別添平面図のとおり。	
	※ 風俗営業の種類		
※ 兼業			
※ 同時申請の有無	①有 ②無	※受理警察署長	
※ 条件	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

※ 1号営業の場合、客室が2室以上ある場合は、客室1室の床面積は、和風の場合は、9.5m<sup>2</sup>以上、和風以外の場合は、16.5m<sup>2</sup>以上必要。

その2(B) (法第2条第1項第4号の営業)		〔記載例〕							
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造	賃貸契約書に記載の構造・階数と矛盾がないこと。							
	建物内の位置	2階全部、2階の一部等と記載する。							
	客室数	室	営業所の床面積	※ m <sup>2</sup>					
	客室の総床面積	※ m <sup>2</sup>	各客室の床面積	※ m <sup>2</sup> ※ m <sup>2</sup>					
	照明設備	客室の天井に白熱灯(60ワット)15基、シーリングライト(40ワット)5基取り付ける。(位置等詳細については別添図面に記載。) ※ スライダックス等低照度に切り替えれる照明設備は駄目。							
	音響設備	客室に天井吊り下げ型のスピーカー(BOSE社の101MM2台、201MM2台)4台を最大出力200ワットのアンプ(パイオニア製のP2S-65H)に接続して設置する。(位置等詳細については別添図面に記載。)							
	防音設備	営業所の全ての壁に厚さ10cmのグラスウールの防音材を入れ、窓ガラスは二重ガラスにする。							
	遊技設備	んま 台あ のじ 数や	普通台	半自動台	全自動台	計			
	遊技設備	にに法 係規第 る定四 遊す条 技する第 機営四 業項	区分	ぱちんこ 遊技機	回胴式 遊技機	アレンジボ ール遊技機	じゃん球 遊技機	その他の 遊技機	計
	遊技設備		型式数	型式	型式	型式	型式	型式	型式
遊技設備		台数	台	台	台	台	台	台	
遊技設備	その他の遊技設備								
その他				営業所の出入り口は1カ所のみである。 詳細は、別添平面図のとおり。					
※	風俗営業の種類								
※	兼業								
※	同時申請の有無		①有 ②無	※受理警察署長					
※	年 月 日								
※	年 月 日								
※	年 月 日								

その2(C) (法第2条第1項第5号の営業)

〔記載例〕

営業所の構造及び設備の概要	建物の構造		賃貸契約書に記載の構造・階数と矛盾がないこと。			
	建物内の位置		2階全部、2階の一部等と記載する。			
	客室数		室	営業所の床面積	※ m <sup>2</sup>	
	客室の総床面積	※ m <sup>2</sup>	各客室の床面積	※ m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
			※ 「客室の範囲」は、図面上において、明確にしておくこと。 ※ 「床面積」にあっても、積算の内訳を図面等に記載する等明確にしておくこと。			
	照明設備		客室の天井に白熱灯(60ワット)15基、シーリングライト(40ワット)5基取り付け。(位置等詳細については別添図面に記載。) ※ スライダックス等低照度に切り替えれる照明設備は駄目。			
	音響設備		客室に天井吊り下げ型のスピーカー(BOSE社の101MM2台、201MM2台)4台を最大出力200ワットのアンプ(パイオニア製のP2S-65H)に接続して設置する。(位置等詳細については別添図面に記載。)			
	防音設備		営業所の全ての壁に厚さ10cmのグラスウールの防音材を入れ、窓ガラスは二重ガラスにする。			
	営業に係る遊技設備の概要	法第2条第1項第5号の	区分	テーブル型	その他の型	計
			スロットマシン等	台	台	台
		テレビゲーム等	台	台	台	
		フリッパーゲーム等	台	台	台	
		ルーレット台等	台	台	台	
		その他の遊技設備	台	台	台	
		計	台	台	台	
その他		営業所の出入り口は1カ所のみである。 詳細は、別添平面図のとおり。				
※ 風俗営業の種類						
※ 兼業						
※ 同時申請の有無		① 有 ② 無	※受理警察署長			
※ 条件	年 月 日					
	年 月 日					
	年 月 日					

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 「滅失により廃止した風俗営業」欄は、法第4条第3項の事由により滅失したために廃止した風俗営業に係る事項を記載すること。
- 3 「現に許可等を受けて営む風俗営業」欄は、申請に係る営業所以外の営業所において当該申請に係る公安委員会から現に風俗営業許可等を受けて営んでいる風俗営業で、当該申請の日の直近の日に許可を受けたものについて記載すること。
- 4 その2(A)は法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その2(B)は同項第4号の営業について許可を申請する場合に、その2(C)は同項第5号の営業について許可を申請する場合に、その3は同項第4号の営業のうち法第4条第4項に規定する営業(例、ぱちんこ屋)について許可を申請する場合に使用すること。
- 5 「建物の構造」欄には、木造家屋にあっては平家建て又は二階建て等の別を、木造以外の家屋にあっては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数(地階を含む。)の別を記載すること。
- 6 「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び該当階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 7 「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
- 8 「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、台数、設置位置等を記載すること。
- 9 「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
- 10 「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。
- 11 法第2条第1項第3号の営業にあっては、その2(A)の「各客室の床面積」欄には、各客室の床面積を記載すること。
- 12 その2(B)の「その他の遊技設備」欄には、まあじゃん台及び法第4条第4項に規定する営業に係る遊技機以外の遊技設備について、その種類、型式及び台数を記載すること。
- 13 その2(C)の「スロットマシン等」欄には、スロットマシンのほか、メダルゲーム機について記載すること。
- 14 その3の「備考」欄には、新品か中古品かの別を記載すること。
- 15 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 16 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- ※ 図面上において、出入口の位置及び扉の開閉方向等を明確にしておくこと。
- ※ ついたて等見通しを妨げる設備については、おおむね1m未満の高さであること。

※ 4号(マージャン店)の場合で、客室に「個室(1卓のみ設置の部屋)」がある場合は、当該個室の内部が当該個室の外部から容易に見渡せなければならない(個室の内部が個室の外部から見渡すことができないような客室の設置は駄目。)

その1	<b>営 業 の 方 法</b>
営業所の名称	申請書と記載内容が矛盾しないように記載する。
営業所の所在地	申請書と記載内容が矛盾しないように記載する。
風俗営業の種別	法第2条第1項第○号の営業
営 業 時 間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後
18歳未満の者を 従業者として使用 すること	①する ②しない
	①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者の 立入禁止の表示 方法	<b>（1号～4号営業の場合）</b> 営業所入り口の客の見やすい場所に「18歳未満立入禁止」旨記載したプレート（縦25cm、横8cm）を表示する。  <b>（5号営業の場合）</b> 営業所の入り口の見やすい場所に「午後6時以後午後8時前までの時間において保護者が同伴しない16歳未満立入禁止、午後8時以後16歳未満立入禁止、午後10時以後18歳未満立入禁止」旨記載したプレート（縦○cm、横○cm）を表示する。
飲食物（酒類を 除く。）の提供	①する ②しない
	①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法  ジュース、ウーロン茶、惣菜、果物等（調理はしない） 飲み物はグラス、食べ物は皿に入れて提供する。
酒 類 の 提 供	①する ②しない
	①の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法  ビール、ウイスキー、カクテル等をグラスに入れて提供する。 年齢に疑いがある者については、免許証等身分証明書の提示を求め、未成年者と判明した場合（又は疑いがある場合）は酒類は提供しない。
当該営業所において 他の営業を兼業 すること	①する ②しない
	①の場合：当該兼業する営業の内容

その2 (A) (法第2条第1項第1号から第3号までの営業)		【記載例】		
料	金	入場料金〇〇円、セット料金〇〇〇〇円、ブレンダー(X〇)〇万円、ウイスキー(オールド)〇〇〇〇円、焼酎〇〇〇〇円、フルーツ〇〇円等		
料金の表示方法		上記金額を記載したメニュー表を、注文前に客に見やすいように提示する。(メニュー表は縦〇センチ、横〇センチ)		
役	客の接待をする場合はその内容	客の前又は横に座る等し、お話をしたり、デュエットをしたりする。 ※ 接待の種類(談笑及びお酌、踊り、歌唱、遊技等の別)及びこれを行う方法(特定少数の客の近くにはべり談笑の相手となる、客と一緒に歌う等)を記載する。		
		常時当該営業所に雇用されている者	〇 名	
務	客の接待をする場合は接待を行う者の区分	それ以外の者	名	
		派	主 た る 遣 元	(ふりがな) 氏名又は名称 住所 〒 ( ) ( ) 局 番 (ふりがな) 法人にあつては、その代表者の氏名
			( ) 局 番	
			( ) 局 番	
の	客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯	遊興の内容	※ 遊興の種類(ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等)、これを行う方法(不特定の客に見せる聞かせる等、遊興をさせる場合は、その利用方法)を記載する。	
		時間帯	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後	
(法第2条第1項第1号の営業のみ記載すること)				
様	客室	和風のもの	室 〇 室	

その2 (B) (法第2条第1項第4号の営業)		〔記載例〕	
(まあじやん屋のみ記載すること)			
遊 技 料 金	①客1人当たりの時間を基礎として計算する ②まあじやん台1台につき時間を基礎として計算する		
	全自動台につき	1,000 円	
	半自動台につき	円	
	その他の台につき	円	
遊 技 料 金 の 表 示 方 法	客室壁3カ所に料金を記載した書面(縦40センチ、横30センチ)を貼付する		
(ぱちんこ屋及び令第15条に規定する営業のみ記載すること)			
ぱちんこ屋及び令第8条に規定する営業の遊技料金	ぱちんこ遊技機	玉1個 4 円	
	回胴式遊技機	メダル1枚 20 円	
	アレンジボール遊技機	玉1個	円
		メダル1枚	円
	じゃん球遊技機	玉1個	円
		メダル1枚	円
その他の遊技機( )	につき	円	
その他の営業の遊技料金	遊技の種類( )	につき 円	
遊 技 料 金 の 表 示 方 法	各玉貸機及び各メダル貸機に白地に黒文字で遊技料金を記載した縦4cm、横1cmのシールを貼付する。		
賞 提 供 方 法	玉又はメダルを、計数器にて計数の上、レシートを発行し、賞品カウンターにてレシート記載の玉数又はメダル枚数にて等価で賞品と交換する。		
提供する賞品のうち最も高価なもの	DVDプレーヤー (10,000 円)		

その2 (C) (法第2条第1項第5号の営業)		〔記載例〕
料 金	各ゲーム機毎に設定(100円～500円) 紙幣は使用できない。	
料金の表示方法	各ゲーム機のコイン投入口付近に1回当たりのゲームのプレイ料金をシールに表示して貼付する。	
18歳未満の者を客として立ち入らせること	①する ②しない	
	<p>①の場合：18歳未満の者を午後10時から翌日の午前6時までの時間において客として立ち入らせることを防止する方法(法第22条第2号の規定に基づき都道府県の条例で、午前6時後午後10時前の時間における18歳未満の者の立入りの禁止又は制限を定めたときは、午後10時から翌日の午前6時までの時間において、及び当該禁止又は制限の内容に基づき、客として立ち入らせることを防止する方法)</p> <p><b>店舗入口への掲示、店内放送による注意するとともに、年齢等について疑義がある場合は身分証等で確認し、年齢に満たない者(又は疑わしい者)は店内に立ち入らせない。保護者であるかの確認を行う。</b></p>	

備考

- 1 その1の「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物(酒類を除く。)のうち主なものの種類及びその提供の方法(調理の有無、給仕の方法等)を記載すること。
- 2 その1の「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類(ビール、ウイスキー、日本酒等)のうち主なものの種類、その提供の方法(調理の有無、給仕の方法等)及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 3 その2(A)は法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その2(B)は同項第4号の営業について許可を申請する場合に、その2(C)は同項第5号の営業について許可を申請する場合に使用すること。
- 4 その2(A)又はその2(C)の「料金」欄には、第34条の表の上欄に掲げる営業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める料金を記載すること。
- 5 その2(A)又はその2(C)の「料金の表示方法」欄には、その2(A)又はその2(C)の「料金」欄に記載した料金を表示する方法が第33条各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 6 その2(A)の「客の接待をする場合はその内容」欄には、接待の種類(談笑及びお酌、踊り、歌唱、遊戯等の別)及びこれを行う方法(特定少数の客の近くにはべり談笑の相手となる、客と一緒に歌う等)を記載すること。
- 7 その2(A)の「遊興の内容」欄には、遊興の種類(ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等)、これを行う方法(不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興をさせる場合は、その利用方法。)を記載すること。
- 8 その2(B)の「遊技料金の表示方法」欄には、その2(B)の「遊技料金」欄又は「ぱちんこ屋及び令第8条に規定する営業の遊技料金」欄若しくは「その他の営業の遊技料金」欄に記載した遊技料金を表示する方法が第33条各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 10 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。